

# 【報告】教育未来創造会議について

～第二次提言に向けた論点と全国専修学校各種学校総連合会からの要望～

令和4年12月15日（木）

学校法人電子学園

理事長 多 忠貴

## 教育未来創造会議の開催について

令和3年12月3日  
閣議決定  
令和4年9月2日  
一部改正

1. 我が国の未来を担う人材を育成するためには、高等教育をはじめとする教育の在り方について、国としての方向性を明確にするとともに、誰もが生涯にわたって学び続け学び直しができるよう、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進する必要がある。このため、「教育未来創造会議」（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要と認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。  
議長 内閣総理大臣  
議長代理 内閣官房長官、文部科学大臣兼教育未来創造担当大臣  
構成員 厚生労働大臣、経済産業大臣その他内閣総理大臣が指名する国務大臣及び我が国の未来を担う人材の育成に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者
3. 会議の庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 「教育再生実行会議の開催について」（平成25年1月15日閣議決定）は廃止し、廃止前の教育再生実行会議が行った検討等については、会議に引き継ぐものとする。

# 我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について

## 教育未来創造会議 第一次提言

### 人材育成を 取り巻く課題

- ・高等教育の発展と少子化の進行（18歳人口は2022年からの10年間で9%減少）
- ・デジタル人材の不足（2030年には先端IT人材が54.5万人不足）
- ・グリーン人材の不足  
（2050カーボンニュートラル表明自治体のうち、約9割が外部人材の知見を必要とする）
- ・高等学校段階の理系離れ（高校において理系を選択する生徒は約2割）
- ・諸外国に比べて低い理工系の入学者  
（学部段階：OECD平均27%、日本17%、うち女性：OECD平均15%、日本7%）
- ・諸外国に比べ少ない修士・博士号の取得者  
（100万人当たり修士号取得者：英4,216人、独2,610人、米2,550人、日588人  
博士号取得者：英375人、独336人、韓296人、日120人）
- ・世帯収入が少ないほど低い大学進学希望者
- ・諸外国に比べて低調な人材投資・自己啓発  
（社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合は、諸外国が2割を下回るのに対し、我が国は半数近く）
- ・進まないリカレント教育

### 基本理念

- ・日本の社会と個人の未来は教育にある。教育の在り方を創造することは、教育による未来の個人の幸せ、社会の未来の豊かさの創造につながる。
- ・人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資する。

### 在りたい 社会像

- ◎一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさの実現（ウェルビーイングを実現）
- ◎ジェンダーギャップや貧困など社会的分断の改善
- ◎社会課題への対応、SDGsへの貢献（国民全体のデジタルリテラシーの向上や地球規模の課題への対応）
- ◎生産性の向上と産業経済の活性化
- ◎全世代学習社会の構築



### 目指したい 人材育成

#### ◎未来を支える人材像

好きなことを追究して高い専門性や技術力を身に付け、自分自身で課題を設定して、考えを深く掘り下げ、多様な人とコミュニケーションをとりながら、新たな価値やビジョンを創造し、社会課題の解決を図っていく人材

#### <高等教育で培う資質・能力>

リテラシー/論理的思考力/規範的判断力/課題発見・解決能力/未来社会を構想・設計する力/高度専門職に必要な知識・能力

#### ◎今後特に重視する人材育成の視点 ⇒ 産学官が目指すべき人材育成の大きな絵姿の提示

- ・予測不可能な時代に必要な文理の壁を超えた普遍的知識・能力を備えた人材育成
- ・デジタル、人工知能、グリーン（脱炭素化など）、農業、観光など科学技術や地域振興の成長分野をけん引する高度専門人材の育成
- ・現在女子学生の割合が特に少ない理工系等を専攻する女性の増加（現在の理工系学生割合：女性7%、男性28%）
- ・高い付加価値を生み出す修士・博士人材の増加
- ・全ての子供が努力する意思があれば学ぶことができる環境整備
- ・一生涯、何度でも学び続ける意識、学びのモチベーションの涵養
- ・年齢、性別、地域等にかかわらず誰もが学び活躍できる環境整備
- ・幼児期・義務教育段階から企業内までを通じた人材育成・教育への投資の強化

現在35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である5割程度を目指すなど具体的な目標を設定

→ 今後5~10年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体性を生かした取組を推進

# 1. 未来を支える人材を育む大学等の機能強化



## (1) 進学者のニーズ等も踏まえた成長分野への大学等再編促進・産学官連携強化

### ① デジタル・グリーン等の成長分野への再編・統合・拡充を促進する仕組み構築

- ・大学設置に係る規制の大胆な緩和（専任教員数や校地・校舎の面積基準、標準設置経費等）
- ・再編に向けた初期投資（設備等整備、教育プログラム開発等）や開設年度からの継続的な支援（複数年度にわたり予見可能性を持って再編に取り組めるよう継続的な支援の方策等を検討）
- ・教育の質や学生確保の見通しが十分でない大学等の定員増に関する設置認可審査の厳格化
- ・私学助成に関する全体の構造的な見直し（定員未充足大学の減額率の引き上げ、不交付の厳格化等）
- ・計画的な規模縮小・撤退等も含む経営指導の徹底
- ・修学支援新制度の機関要件の厳格化（定員充足率8割以上の大学とする等） 等

### ② 高専、専門学校、大学校、専門高校の機能強化

- ・産業界や地域のニーズも踏まえた高専や専攻科の機能強化（デジタルなどの成長分野における定員増等）
- ・専門学校や高専への改編等も視野に入れた専門高校の充実 等

### ③ 大学の教育プログラム策定等における企業・地方公共団体の参画促進

### ④ 企業における人材投資に係る開示の充実

### ⑤ 地方公共団体と高等教育機関の連携強化促進

### ⑥ 地域における大学の充実や高等教育進学機会の拡充

### ⑦ 地域のニーズに合う人材育成のための産学官の連携強化（半導体、蓄電池）



## (2) 学部・大学院を通じた文理横断教育の推進と卒業後の人材受入れ強化

### ① STEAM教育の強化・文理横断による総合知創出

- ・文理横断の観点からの入試出題科目見直し
- ・ダブルメジャー、レイトスペシャライゼーションを推進するためのインセンティブ付与
- （教学マネジメント指針の見直し、設置認可審査や修学支援新制度の機関要件の審査での反映、基盤的経費配分におけるメリハリ付け等） 等

### ② 「出口での質保証」の強化

- ・設置基準の見直しなど、ST比（教員一人当たりの学生数）の改善による教育体制の充実 等

### ③ 大学院教育の強化

- ・トップレベルの研究型大学における学部から大学院への学内資源（定員等）の重点化 等

### ④ 博士課程学生向けジョブ型研究インターンシップの検証等

### ⑤ 大学等の技術シーズを活かした産学での博士課程学生の育成

### ⑥ 企業や官公庁における博士人材の採用・任用強化



## (3) 理工系や農学系の分野をはじめとした女性の活躍推進

### ① 女性活躍プログラムの強化

- ・女子学生の確保等に積極的に取り組む大学への基盤的経費による支援強化
- ・大学がバナスコードの見直し、女性の在籍・登用状況等の情報開示の促進 等

### ② 官民共同修学支援プログラムの創設

### ③ 女子高校生の理系選択者の増加に向けた取組の推進



## (4) グローバル人材の育成・活躍推進

### ① コロナ禍で停滞した国際的な学生交流の再構築

### ② 産学官を挙げてのグローバル人材育成

- ・民間企業の寄附を通じて意欲ある学生の留学促進を行う「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進 等

### ③ 高度外国人材の育成・活躍推進

### ④ 高度外国人材の子供への教育の推進

- ・インターナショナルスクールの誘致等推進 等



## (5) デジタル技術を駆使したハイブリッド型教育への転換

### ① 知識と知恵を得るハイブリッド型教育への転換促進

- ・オンライン教育の規制緩和特例の創設 等

### ② オンラインを活用した大学間連携の促進

### ③ 大学のDX促進

- ・デジタル技術やマイナンバーカードの活用促進 等



## (6) 大学法人のガバナンス強化

### ① 社会のニーズを踏まえた大学法人運営の規律強化

- ・理事と評議員の兼職禁止、外部理事数の増、会計監査人による会計監査の制度化 等

### ② 世界と伍する研究大学の形成に向けた専門人材の経営参画の推進

- ・「国際卓越研究大学」における自律と責任あるガバナンス体制確立 等

### ③ 大学の運営基盤の強化



## (7) 知識と知恵を得る初等中等教育の充実

### ① 文理横断教育の推進

- ・高校段階の早期の文・理の学習コース分けからの転換 等

### ② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な取組の推進

### ③ 課題発見・解決能力等を育む学習の充実

### ④ 女子高校生の理系選択者の増加に向けた取組の推進【再掲】

### ⑤ 子供の貧困対策の推進

### ⑥ 学校・家庭・地域の連携・協働による教育の推進

### ⑦ 分権型教育の推進

### ⑧ 在外教育施設の教育環境整備の推進

## 2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実



### (1) 学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大

・修学支援新制度の機関要件の厳格化を図りつつ、現在対象外の中間所得層について、多子世帯や理工系・農学系の学部で学ぶ学生等への支援に関し必要な改善の実施



### (2) ライフイベントに応じた柔軟な返還（出世払い）の仕組みの創設

・現行の貸与型奨学金について、無利子・有利子に関わらず、現在返還中の者も含めて利用できるよう、ライフイベント等も踏まえ、返還者の判断で柔軟に返還できる仕組みを創設  
・在学中は授業料を徴収せず、卒業（修了）後の所得に応じた返還・納付を可能とする新たな制度を、大学院段階において導入  
→ これらにより大学・大学院・高専等で学ぶ者がいずれも卒業後の所得に応じて柔軟に返還できる出世払いの仕組みを創設



### (3) 官民共同修学支援プログラムの創設【再掲】



### (4) 博士課程学生に対する支援の充実

・トップ層の若手研究者の個人支援や所属大学を通じた機関支援等の充実



### (5) 地方公共団体や企業による奨学金の返還支援

・若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組の推進  
・企業による代理返還制度の活用を推進するための仕組みの検討（日本学生支援機構以外の奨学金や、海外の奨学金も含む）



### (6) 入学料等の入学前の負担軽減

・入学料の納付が困難な学生等について、納入時期を入学後に猶予する等の弾力的な取扱いの徹底



### (7) 早期からの幅広い情報提供

・奨学金に関する初等中等教育段階からの情報提供の促進

## 3. 学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備



### (1) 学び直し成果の適切な評価

#### ① 学修歴や必要とされる能力・学びの可視化等

・個人の学修歴・職歴等に係るデジタル基盤整備  
・マイナポータルと連携したジョブ・カードの電子化 等

#### ② 企業における学び直しの評価

・企業内での計画的な人材育成、スキル・学習成果重視の評価体系の導入  
・通年・中途採用等の推進、社内起業・出向起業の支援等の取組の実践の促進  
・従業員が大学講座等で学び直し、好成績を修めた場合における報酬や昇進等で処遇する企業への新たな支援策の創設 等

#### ③ 学び直し成果を活用したキャリアアップの促進

・キャリアコンサルティング・コーチングの実施、キャリアアップに向けた学び直しプランの策定とプログラムの実施、その後の伴走支援を一気通貫で行う仕組みの創設 等



### (2) 学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備

#### ① 費用、時間等の問題を解決するための支援

・教育訓練給付制度の対象外である者（自営業者等）に対する支援の実施  
・人材開発支援助成金制度におけるIT技術の知識・技能を習得させる訓練を高率助成に位置付けることなどによるデジタル人材育成の推進 等

#### ② 高卒程度認定資格取得のための学び直しの支援

#### ③ 高齢世代の学び直しの促進



### (3) 女性の学び直しの支援

#### ① 女性の学び直しを促進するための環境整備

・地方公共団体におけるデジタルスキルの取得とスキルを生かした就労を支援するための地域の实情に応じた取組に対する地域女性活躍推進交付金による支援 等

#### ② 女性の学び直しのためのプログラムの充実

・地域の大学・高専等における女性向けを含むデジタルリテラシー向上や管理職へのキャリアアップ等のために実施する実践的なプログラム等への支援 等



### (4) 企業・教育機関・地方公共団体等の連携による体制整備

#### ① リカレント教育について産学官で対話、連携を促進するための場の設置

・都道府県単位で産学官関係者が協議する場の整備  
・地域の人材ニーズに対応した教育訓練コースの設定、教育訓練の効果検証等の推進  
・地域の産学官が連携して人材マッチング・育成等を総合的に行う「地域の人事部」の構築

#### ② 企業におけるリカレント教育による人材育成の強化

・企業と大学等の共同講座設置支援  
・企業におけるリカレント教育推進に向けたガイドラインの策定 等

#### ③ 大学等におけるリカレント教育の強化

・大学における継続的なリカレント教育の実施強化を行うためのガイドラインの策定  
・リカレント教育推進に向けた組織の整備等、産業界を巻き込んだ仕組みづくりの支援 等

#### ④ 地域におけるデジタル・グリーン分野等の人材育成

・DX等成長分野のリテラシーレベルの能力取得・リスキングを実施するプログラムへの支援  
・脱炭素化に向けた高等教育機関が地域と課題解決に取り組む中での人材育成の支援  
・農業大学校等におけるスマート農林水産業のカリキュラム充実、デジタル人材育成  
・IT、マーケティング、地域振興の知見・スキルを有する観光人材の育成推進 等

教育未来創造会議 名簿（令和4年11月11日現在）

議長	岸田 文雄	内閣総理大臣
議長代理	松野 博一	内閣官房長官
	永岡 桂子	文部科学大臣兼教育未来創造担当大臣
構成員	齋藤 健	法務大臣
	林 芳正	外務大臣
	鈴木 俊一	財務大臣
	加藤 勝信	厚生労働大臣
	野村 哲郎	農林水産大臣
	西村 康稔	経済産業大臣
	斉藤 鉄夫	国土交通大臣
	西村 明宏	環境大臣
	明石 純一	筑波大学人文社会系教授
	池田 佳子	関西大学国際部教授
	多 忠貴	学校法人電子学園理事長、全国専修学校各種 学校総連合会副会長
	大野 英男	東北大学総長
	齋木 尚子	国際法協会日本支部監事
	清家 篤	日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問
	高橋 裕子	津田塾大学学長
	虎山 邦子	DIC 株式会社執行役員 ESG 部門長・ダイバー シティ担当
	東原 敏昭	株式会社日立製作所取締役会長 代表執行役
	平原 依文	HI 合同会社代表
	廣津留 すみれ	ヴァイオリニスト、国際教養大学特任准教授、 成蹊大学客員講師
	村上 由紀子	早稲田大学政治経済学術院教授
	湯崎 英彦	広島県知事

# コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資について (主な論点案)

令和4年9月29日

## 検討の趣旨

- ・ 「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現するためには、人への投資を一層進めることが重要であり、世界最先端の分野で活躍する高度専門人材や多様な価値観を持った人材を育成・確保するとともに、多様性と包摂性のある持続可能な社会を構築することにより、我が国の更なる成長を促していくことが必要不可欠である。
- ・ コロナ禍で停滞したグローバルレベルでの人流が今後回復の兆しを見せ、世界各国が国境を越えて人材獲得を進めるとともに、高等教育機関の国際展開やオンライン化など新たな動きが生じている。
- ・ こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針2022」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」等を踏まえ、留学概念の再構築や留学生の受入れ・派遣の戦略的推進等に関する大きな方針を示すとともに、卒業後の留学生等の活躍に向けた環境整備や教育の国際化の促進等を通じて、人材交流の活性化及び多様性のあるイノベーション人材の育成強化を図り、新たな価値を持続的に創出する社会を構築する。



# 主な論点案

○ コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資にあたり、以下のような論点を検討していくべきではないか。

## ① コロナ後の新たな留学生受入れ・派遣計画

- ・新たな外国人留学生受入れと日本人学生等の海外派遣の在り方
  - 大学等における外国人留学生の受入れの質向上や日本人学生等の海外派遣を含めた新たなKPIの設定
  - 留学の概念の再構築（オンライン教育の進展を踏まえた在り方）
  - 社会のニーズや国際動向等を踏まえた受入れ地域や分野の重点化
- ・大学等における外国人留学生受入れの質向上や高校段階からの受入れ推進
- ・官民協働やオンラインなど多様な形での日本人学生の海外大学での学びの推進

## ② 卒業後の留学生等の活躍に向けた環境整備

- ・外国人留学生等の高度専門人材としての定着率向上
  - 高度外国人材の在留資格制度について世界に伍する水準への改革
  - 企業等の採用・処遇の改善
- ・海外派遣後の日本人学生の就職円滑化に向けた環境整備

## ③ 教育の国際化の促進

- ・国内大学等の国際化の在り方
  - ダブルディグリー・ジョイントディグリー取得促進など海外大学との連携推進
  - 外国人教員や外国語による授業の増加、外国人教員・学生の住環境の整備
- ・外国人材の活躍に向けた教育環境整備（インターナショナルスクールや日本語教育機関等の在り方）
- ・国内大学の海外分校や高専をはじめとする日本型教育の輸出

■ WG 第5回 (R4.10.27) 論点 ■

・コロナ後の新たな留学生受入れ・派遣計画

## 日本における外国人留学生の大半をアジア出身者が占めている

○外国人留学生の出身国・地域は中国、ベトナム、ネパール、韓国の順に上位10か国を全てアジア諸国が占めており、コロナ禍においてもその傾向は変わっていない。

出身国・地域別外国人留学生数

国・地域名	留学生数（人）		構成比（％）	
	2019年	2021年	2019年	2021年
中国	124,436	114,255	39.9	47.1
ベトナム	73,389	49,469	23.5	20.4
ネパール	26,308	18,825	8.4	7.8
韓国	18,338	14,247	5.9	5.9
台湾	9,584	4,887	3.1	2.0
スリランカ	7,240	3,762	2.3	1.6
インドネシア	6,756	5,792	2.2	2.4
ミャンマー	5,383	3,496	1.7	1.4
バングラデシュ	3,527	3,095	1.1	1.3
モンゴル	3,396	2,619	1.1	1.1
その他	33,857	21,997	10.8	9.0
計	312,214	242,444	100.0	100.0

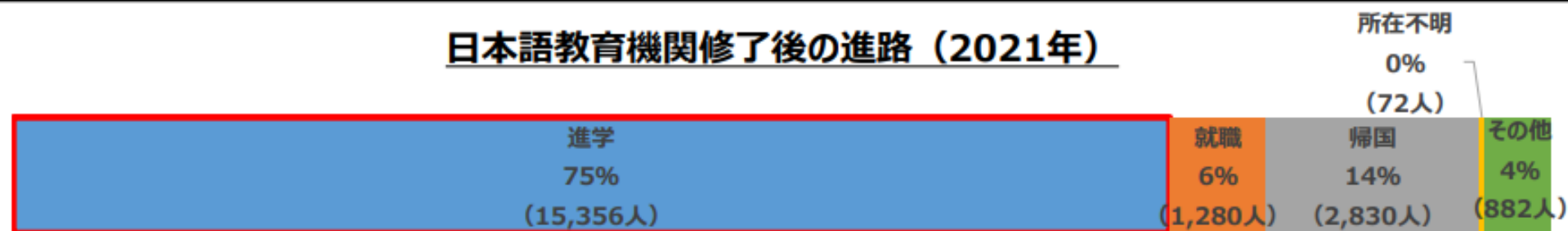
（備考）2019年は2019年5月1日、2021年は2021年5月1日時点の人数と比率

（出所）（独）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」より作成

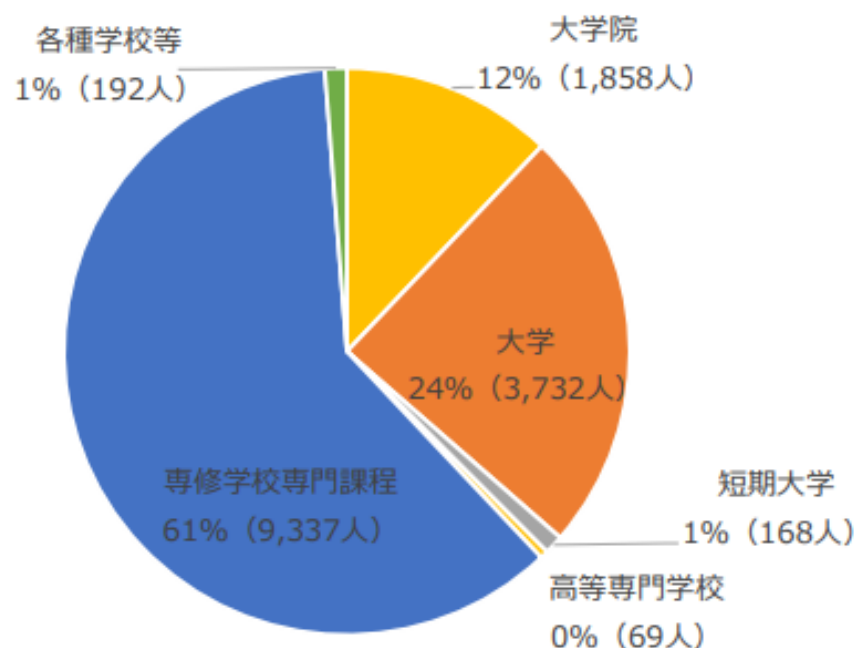
## 日本語教育機関修了後の進学率は約75%

○令和3年度に日本語教育機関を修了した20,420人のうち、15,356人が大学等へ進学。進学先として最も多いのは専修学校専門課程で9,337人、次いで大学への進学が3,732人。

### 日本語教育機関修了後の進路（2021年）



### 日本語教育機関修了後の進学先内訳（2021年）



（備考）一般財団法人日本語教育振興協会が、令和3年7月1日現在日本語教育機関として認定している223機関からの回答。

（出所）一般財団法人日本語教育振興協会「令和3年度 日本語教育機関実態調査」より作成

# 漢字圏及び非漢字圏における日本語能力に関する資格の保有状況

資格	専修学校		学部正規課程	
	漢字圏	非漢字圏	漢字圏	非漢字圏
日本語能力試験 <b>N1</b>	32.6%	<b>4.7%</b>	57.4%	30.3%
日本語能力試験 <b>N2</b>	38.3%	37.4%	22.9%	33.1%

出典：日本学生支援機構 ウェブマガジン『留学交流』2016年12月号 Vol.69  
 非漢字圏出身私費留学生のニーズと特徴－日本学生支援機構・私費留学生生活実態調査の分析結果から－  
 東京工業大学環境・社会理工学院融合理工学系准教授 佐藤 由利子

## 企業が採用時に外国人留学生に求めるのは日本語力やコミュニケーション能力

○外国人留学生に求める資質として、文系・理系ともに「コミュニケーション能力」「日本語力」が上位に挙げられた。理系学生に対しては、専門知識も求める企業が4割近くとなっている。

### 外国人留学生に求める資質

(%)

文 系		
1	コミュニケーション能力②	60.0
2	日本語力①	52.9
3	協調性③	23.5
4	基礎学力④	20.0
5	異文化対応力⑥	17.6
6	バイタリティー⑤	15.3
7	社交性⑧	12.9
	熱意⑦	12.9
9	専門知識	10.6
10	信頼性⑩	9.4
11	日本語・英語以外の語学力	8.2
12	一般常識	7.1
	明るさ	7.1
	英語力⑨	7.1
15	発想の豊かさ	5.9

理 系		
1	日本語力①	55.7
2	コミュニケーション能力②	50.0
3	専門知識③	37.5
4	協調性④	23.9
	基礎学力⑤	23.9
6	異文化対応力⑦	14.8
7	熱意⑥	13.6
8	バイタリティー⑧	9.1
	日本語・英語以外の語学力⑨	9.1
10	社交性	8.0
	発想の豊かさ	8.0
12	一般常識	6.8
	明るさ	6.8
14	信頼性	5.7
15	ストレス耐性	4.5
	社会的モラル	4.5

\* 全26項目から3つまで選択

\* 上位15項目を掲載

\* ○の中の数字は前年同調査の全体順位10位以内

(備考) 432社が回答

(出所) 株式会社ディスコ「外国人留学生／高度外国人材の採用に関する調査」(2021年12月)

## ■ 日本語教育機関の在籍できる期間の改善要望

- ・現在、日本語教育機関に在籍できる期間は、通常、最長2年間
- ・ベトナム・ネパールを中心に、非漢字圏からの留学生が増加  
(日本語への適応力低下)
- ・日本語教育機関修了後、多くの留学生が専門学校へ進学
- ・採用時に「日本語能力」を求める企業が多い



留学生における日本語レベルの質保証という観点から、日本語教育機関に在籍できる期間の上限を、現行の2年から3年に延長することを要望

## ■ 留学生の受入れの質向上の在り方

### ➤ 留学生受入れ促進プログラムの拡充（住生活環境の確保）

- ・留学生受入れ促進プログラムの目的・・・「優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進して、我が国の高等教育機関の国際化に資する」
- ・学業、人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難である留学生に対して、学習奨励のための奨学金を給付する制度
- ・留学生が充実した学びを進め、かつ安全・安心な暮らしを維持していくために、本制度において支援する人数や金額について拡充することを要望

## ■ 高校段階からの受入れ推進

### ➤ 高等専修学校への留学要件の見直し

- ・高等専修学校・・・高等学校と並ぶ後期中等教育機関
- ・専門的な知識や技能の修得を目的として実践的な職業教育を行い、様々な分野におけるスペシャリストを育成
- ・高等教育以前に「具体的な職業を意識した教育を受ける」という点から、留学先としての選択肢
- ・留学生の受入れ・・・高等専修学校と高等学校では、法務省の上陸基準省令に係る要件に相違有
- ・高等専修学校は後期中等教育機関でありながら、留学受入れの要件は「専修学校」に準拠
- ・具体的には、「告示校における6か月以上の受講」「日本語能力試験N2以上」「一条校における1年以上の教育」このいずれかに該当する必要有
- ・高等学校は、「年齢が20歳以下、かつ教育機関における1年以上の日本語教育が必要」とされる中で「学生交換計画、その他これに準ずる国際交流計画に基づく受入れは、この限りではない」
- ・高等専修学校における留学受入れの要件を高等学校と同様とし、高等専修学校への留学を促進

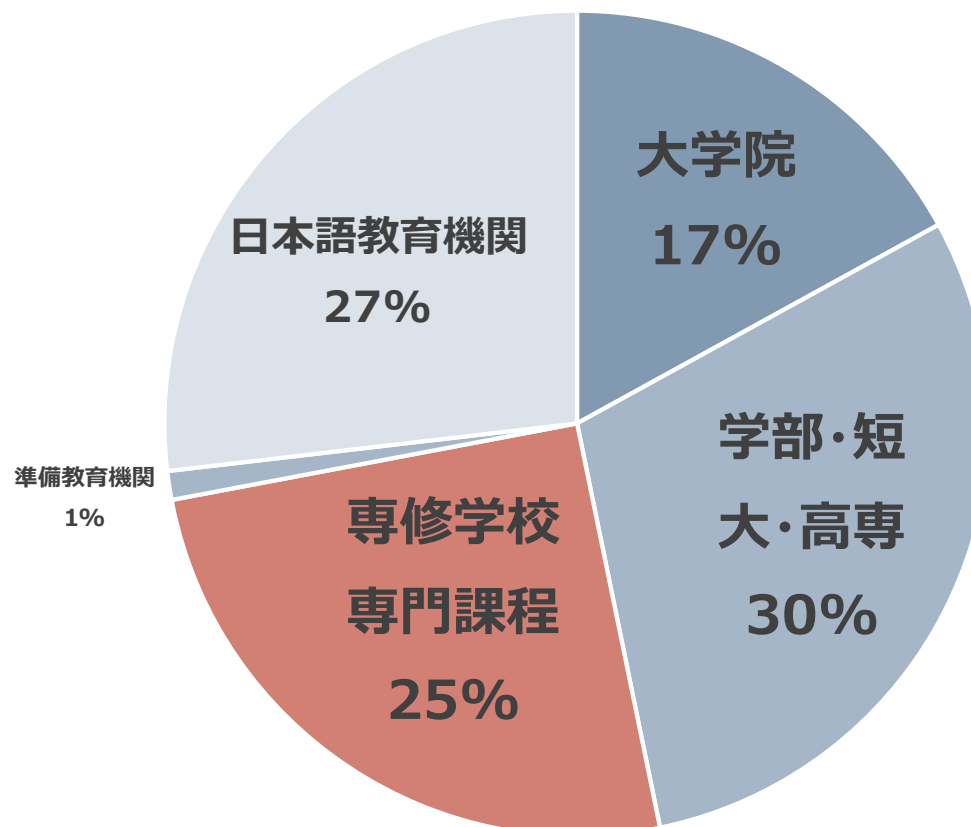


■ WG 第6回 (R4.11.16) 論点 ■

・卒業後の留学生等の活躍に向けた環境整備

・教育の国際化の促進

## 留学生総数に占める学校種別割合



(N=312,214)

出典：日本学生支援機構  
「2019（令和元）年度外国人留学生在籍状況調査結果」

## 専門学校を卒業した留学生のうち、日本で就職し定着している割合

日本での就職を希望する専門学校の留学生のうち、約3割が日本で就職できていない。

区分	日本での就職を希望する者の割合 (A) ※1	→	実際に日本で就職した者の割合 (B) ※2	差 (A-B)
専門学校 留学生	69.9%	→	39.2%	30.7%

出典：

※1 日本学生支援機構「令和元年度私費留学生生活実態調査」

※2 日本学生支援機構「令和元年度留学生進路状況・学位授与状況調査」

## 在留資格の切替の例（学校側から見た理解）

- ① 学校で「食品開発」を学んだ留学生が、「食品開発」に係る業務に従事
- ② 学校で「食品開発」を学んだ留学生が、「食品開発」と関連性の少ない高度な技術等を要する業務に従事
- ③ 学校で「食品開発」を学んだ留学生が、「食品開発」だけでなく、店舗での販売業務（単純業務）にも従事

在留資格	専門学校	滞在資格の切替が認められるか
技・人・国 （原則）	○	①
技・人・国 （柔軟運用）	×	②
告示46号	×	③

「専修学校は、職業等に必要な能力を育成すること等が目的とされていることから、相当程度の関連性が必要」

# 在留資格の見直し要望

## ■技術・人文知識・国際業務の柔軟運用

- ・専門学校での学びは、特定の業種・職種に係る高度な知識・技能の修得を基軸
- ・関連する業務内容や社会人基礎力の涵養も含めて教育課程を編成
- ・より広範な実践力を身に付けることを目的
- ・専門学校を卒業した留学生の在留資格を「技術・人文知識・国際業務」の柔軟運用枠へ

## ■特定活動 告示46号

- ・現状では、在留を「大卒」または「大学院修了」で「N 1 取得者」に限定
- ・同じ高等教育機関である「専門学校」を卒業し、かつ「N 1」を取得した留学生も告示46号へ

## Innovating Migration Policies

### —2030年に向けた外国人政策のあり方—（抜粋）

（2022年2月15日 一般社団法人 日本経済団体連合会）

#### 4. 留学

さらに、日本の専修学校の専門課程において、実務教育や日本語教育を受けて、高等教育の資格である専門士・高度専門士を取得する留学生が日本国内で就職し日本社会で活躍する事例が増えている。現行では、留学生が専修学校の専門課程（2年制、3年制、4年制）を修了し、専門士・高度専門士を授与されると、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を取得して就職することが可能となっているが、専攻科目と従事予定の業務内容との関連性について厳格に審査されるとともに、実際の職務内容も厳しく制限されている#31。これにより就職や就職先での職務の遂行が阻害されており、出入国在留管理庁は短期大学士の事例も踏まえ、制限の緩和を検討すべきである。

#31 例えばホテル業に関する専修学校専門課程を卒業した場合、ホテルの宿泊部門（フロント、ベル、ドアパーソン、客室管理等）のうち、訪日外国人客への接客が伴うフロント業務には従事可能だが、客室管理の業務は認められない。また訪日外国人客向けであっても、料飲部門（レストラン、ラウンジ、バー等）や宴会部門（バンケット）への配属も認めていない（レストランサービス技能検定の国家資格取得者の業務等も含む）。日本旅館の仲居のようにすべてを担当するマルチタスクの場合も許可されない。

また、コンビニエンスストア業においては、店舗運営管理や通訳・翻訳を主たる業務として許可された場合、店舗で勤務している場合に当然必要になるレジ接客、品出し等の業務（加盟店主や店長であっても必要に応じて実施するもの）が認められない。

## コロナ問題の在留外国人への影響と必要な対応 (2020年5月25日 一般社団法人 新経済連盟)

### 1. 足元で起こっていること及び必要な対応

#### ③ 中期的に必要な対応策

外国人材の中長期的な活躍、キャリア形成を考えた場合、**外国人材プールと在留資格、産業分野との間でミスマッチが生じやすい構造の解消が必要!**

#### そのために必要となる対策

- 現状では、特に**専修学校卒の留学生が得られる在留資格に限界**。日本に在留し続ける**専修学校生の維持・今後の活躍のためには、この点への対応が必要**
- 特に、**特定活動46号** (注) は、本来、留学生の就職率向上を念頭に導入された在留資格であるにもかかわらず、日本での就職率が低い専修学校卒が要件上取得できず、**要件緩和が必要**

※なお、日本語能力についても、従来のN1レベルからN2レベルに広げるべき (技術・人文・国際の通訳・翻訳業務でもN2以上で可)

- 専修学校卒留学生の就職促進のためには、**高度な現場業務 (国家資格) の在留資格の拡充も必要**
- なお、前述のとおり、**産業分野ごとの壁を超えるマッチング促進、そのための情報発信の強化も必要**

(注) 2019年5月に導入された新たな在留資格。フルタイム、大学卒業以上の学歴、日本語能力試験N1、日本人と同等以上の報酬額、日本語を用いたコミュニケーションを必要とする業務等の要件を満たせば、これまで就労が認められなかった現場業務が可能に

## 多様な人材の活躍に関する重点要望

(2022年10月21日 日本商工会議所・東京商工会議所)

### 1. 外国人材の活躍推進

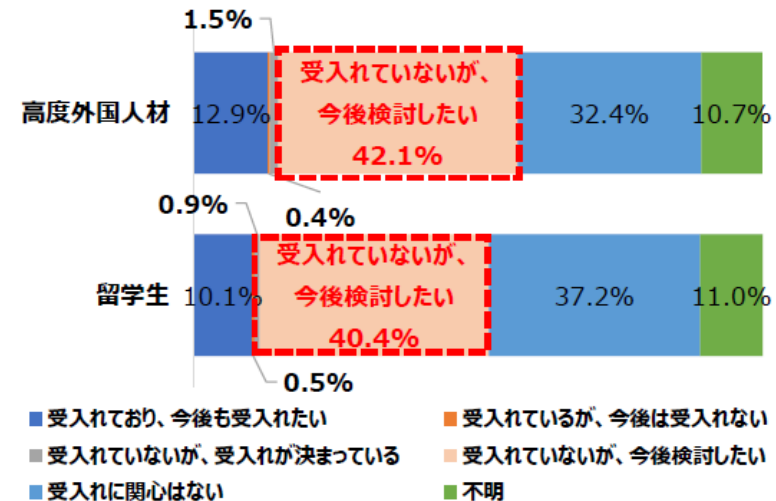
#### (3) 留学生・高度外国人材の活躍推進

#### (4) 外国人材が働きやすい環境整備の推進

#### 現状と課題

- 日商・東商調査では、高度外国人材と留学生について「受入れを検討したい」と回答した企業の割合は約4割にのぼる。留学生の7割超がわが国で就職を希望するが、就職に至る留学生は約3割にとどまるとの調査もある。(日本学生支援機構「令和元3年度私費留学生生活実態調査」および「令和2年度留学生進路状況・学位授与状況調査」)
- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」は専門学校留学生の場合、専攻と業務の関連性が相当程度必要であるため、就職先が限定される。製造・サービスなどより幅広い業務に従事できる在留資格「特定活動(告示46号)」の高度な日本語要件(N1相当)は、ハードルが高いとの声がある。
- 国際的な人材獲得競争が激化する中、わが国が将来にわたり外国人材から就労先として選ばれるためには、こうした制度の改善とともに、外国人材が活躍しやすい環境づくりが必要。

#### (参考) 高度外国人材・留学生の受入れニーズ



出所：「人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査」(2022年9月 日商・東商)

#### 要望内容

##### ○ 留学生・高度外国人材の活躍推進

- ・ 在留資格「技術・人文知識・国際業務」を取得する留学生に対する専門学校での専攻と就職先の従事業務の関連性についての柔軟な判断と周知徹底
- ・ 在留資格「特定活動(告示46号)」における学歴要件および日本語要件の緩和

##### ○ 外国人材が働きやすい環境整備の推進

- ・ 日本語教育機会の拡充、質の向上など(日本語教室の休日・オンライン開催等)

技術・人文知識・国際業務：大卒程度の学歴要件を満たし、自然科学や人文科学分野の専門技術職、母国の思考・感受性を活かした国際業務。  
 特定活動(告示46号)：留学生の経験で得た高い日本語能力を活用すること等を要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるもの。「技術・人文知識・国際業務」で認められない一般的なサービス業務(飲食店や小売店での接客など)や製造業務(工場のライン工など)等も可能。



# 在留資格等に関する自治体（2県）及び団体からの要望

## 令和5年度国の施策及び予算に関する提案・要望（抜粋）（令和4年6月 茨城県）

### 地方における外国人材の活躍促進について

- 4 在留資格「技術・人文知識・国際業務」においては、大学の専攻科目と従事しようとする業務との関連性を不要にするとともに、人材育成等の観点から企業等が必要と認める現場業務等に従事することを可能とすること。
- 5 在留資格「特定活動（46号）」の資格要件である日本語能力について、日本語能力試験の認定レベルをN1からN2に変更するなど、制度活用が図られるよう柔軟に見直すこと。

### 日本の成長を支える国際政策の取組について

- 7 労働力の減少が続く中、外国から優秀な人材を地域に呼び込み定着させるため、留学生の受け入れ拡大や就業支援制度の充実を図ること。

## 国への政策提案 2022【知事提案事項】（佐賀県知事 山口 祥義）

### 5 外国人留学生の地域定着の推進

#### 提案事項

外国人留学生の勤労による地域定着を促進するため、地方のための在留資格を新たに設けること。

#### 現状と課題

- 県内の専門学校や短大を卒業した留学生は、県内就職を希望する者が多い。
- しなしながら、県内企業は都市部の大企業とは異なり、業務が細分化されていない企業が多いため、在留資格「技術・人文知識・国際業務」では、県内企業とのマッチングが難しい。
- また、令和元年から導入された「特定活動46号」は幅広い業務に従事できるため、県内企業が留学生を採用しやすくなるが、要件が大学（院）卒、日本語能力N1とハードルが高く、地域定着が進まない。
- 地域経済を支える人材の確保に向け、在留資格については、全国一律ではなく、地方の実態を考慮した制度設計が必要。

## 外国人留学生の高等教育機関卒業後のわが国での就職機会の拡大について（抜粋）（令和4年6月2日、全国専修学校各種学校総連合会）

### 【現状】

- 現状、外国人材の活用については、高等教育機関を卒業した留学生が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格により、わが国で就職が可能となっている。
- しかしながら、卒業後にわが国で就職できる留学生の割合は、おおむね3割から4割程度に過ぎない。日本語学習期間と専門学校2年ないし大学4年を加算して、4～6年の長期にわたり日本の社会や文化に触れ、かつ専門的知識や技能を身につけた外国人材が、日本の産業界で能力を発揮しにくい現状を変えることが重要である。
- 現行の在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、大企業を中心に高度で専門性の高い限定的な職種での就職が想定されており、とくに中小企業等において求められるような、実務的作業からマネジメントに至る幅の広いレベルの仕事に就くことは、ほぼ不可能となっている。

### 【必要な取組】

- 高等教育機関の外国人留学生が、一定の要件を満たせば学んだ専攻にかかわらず、卒業後にわが国で就職が可能となる在留資格を創設すること。
- 一定の要件については、「日本語能力試験（JLPT）」N2以上の取得としてはどうか。

# 「教育の国際化の促進」に向けた施策

## ■ NQF（国家学位資格枠組み）の確立

- ・留学生を含む今後の人材の国際的な流動化を見据える場合、高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）を活用して、締約国間が相互に高等教育資格を承認・評定する枠組みを整えていくことが肝要→日本におけるNQFの確立が不可欠
- ・特に職業教育においては、段階的な体系化が欠かせない
- ・専門学校の見点からは、高度専門士の位置付けに課題あり
- ・4年制専門学校を卒業した「高度専門士」の称号取得者は、大学院への入学資格が付与
- ・ISCED（国際標準教育分類）においては、レベル5の短期高等教育相当に位置付け
- ・海外における「留学生の卒業後の学修歴評価」の観点から、レベル6の学士号相当とする必要あり
- ・個別の課題を解消し、「高等教育レベルの職業教育における国際通用性の担保」という観点から、NQFの確立に向けた歩みを積極的に進めることを要望

## ■ 技術移転を通じた国際貢献

- ・日本で専門的な知識や技能を修得した留学生が、そのノウハウを「技術移転」という形を通じて母国へ授けていくという視点も、広義の解釈として「教育の国際化」に繋がるもの
- ・教育を基軸とした循環型の国際貢献は、留学生10万人計画時から強調されてきた
- ・専門性の高い教育が日本の国際通用性や優位性に資するという観点からも、技術移転を通じた国際貢献を、計画的かつ継続的に取り組むべき

ご清聴いただき、ありがとうございました。

**教育未来創造会議HP**

**<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/index.html>**